

# 障害者福祉支援費制度

特集号 平成14年(2002年)9月10日号

編集・発行  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市健康福祉局 障害新制度準備室  
電話(0798)35-3767  
障害福祉課  
電話(0798)35-3194

## 2003年4月から障害者福祉の制度が変わります。

2003年4月から障害者福祉のサービスが、現行の「措置制度」から「支援費制度」に変わります。「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを提供する制度です。支援費制度は、社会福祉の基礎構造改革の中でも、介護保険制度と並ぶ大きな制度改革です。

### <支援費制度ってなあに？>

障害があっても、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らしていく社会を目指す、「ノーマライゼーション」の理念の実現を目指す制度です。

障害者福祉のサービスにおいて、今までの「措置制度」では、市が事業者を特定し、サービスの内容を決めていました。しかし、「支援費制度」では、利用者がサービスを選択し、事業者と契約して利用ようになります。その時に利用者が事業者を支払う利用料のうち、本人負担を除いた費用「支援費」を市が助成するようになります。

### <支援費制度の目指すもの>

- ・利用者の自己決定、自己選択の尊重。
- ・利用者本位の制度の構築。
- ・事業者との対等な関係に基づく契約による利用。
- ・事業者の運営の透明性や自己評価など、サービスの質の向上への努力。
- ・利用者保護を図るしくみの整備。
- ・入所施設から地域生活支援への推進。

### <どこが変わるのか？>

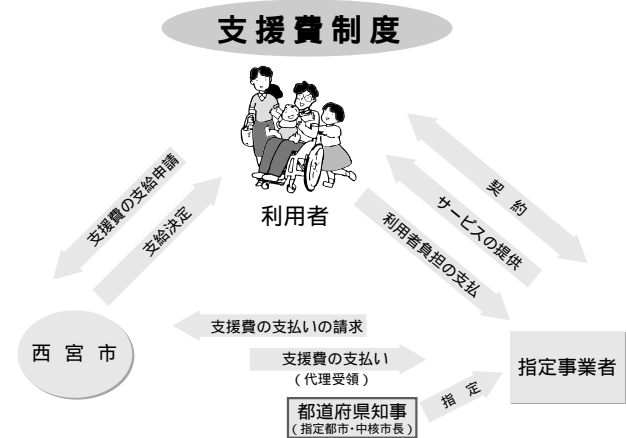
支援費制度の概念は、さきに述べたとおりですが、手続きをおこなう上で変わる主な点は、次のとおりです。

- ・利用者は、自分の利用したいサービスを決めて、市に申請をする。
- ・受給者証が交付される。
- ・自分で利用する施設や事業者を選んで契約する。
- ・サービスを利用したときの利用料は、施設又は事業者を支払う。(現在は、市に支払っています。)



支援費制度に関するお問い合わせは...  
障害新制度準備室 電話 0798(35)3767

### <支援費制度のしくみ>



### 支援費の対象となるサービス

	居宅サービス	施設サービス
身体障害者	・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ)	・療護施設 ・更生施設 ・授産施設
知的障害者	・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ) ・地域生活援助(グループホーム)	・更生施設 ・授産施設 ・通勤寮
障害児	・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ)	

### <支援費に移行しないサービス>

小規模作業所、小規模通所授産施設、生活ホーム、短期入所(緊急一時保護者)、日常生活用具・補装具給付事業、更生医療・育成医療

\*平成15年度から障害児の居宅サービス(施設利用は変わりません)が県(西宮子どもセンター)から市に窓口が変わります。

## 現在、居宅の支援費に移行するサービスを利用している人の訪問調査を10月1日から開始します。

市は、居宅の支援費の訪問調査を、一部の施設を除き、10月1日から始めます。

居宅サービス利用者は、居住地によって、施設サービス利用者は、施設によって調査月が異なりますので、下記の「調査日程カレンダー」を参照ください。

\*現在、支援費に移行するサービスを利用している人には、9月中旬に申請書又は、調査の日程案内等を送ります。

### 調査などのスケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
調 査	居宅サービス利用者		←	→					
	市内通所施設利用者	←	→						
	市内入所施設利用者					←	→		
	市外施設利用者								←
	新規の利用者								
受給者証の送付									
事業者との契約								←	→

は、申請書の送付時期

### 調査日程カレンダー

(この表はあくまでも予定であり、状況により変更になる場合があります。変更の際はお知らせします。)

	居宅サービス利用者	施設サービス利用者
10月	本庁(JR以北)地区	
11月	本庁(JR以南)地区、塩瀬、山口地区	
12月	甲東地区、瓦木地区	新生会作業所、ワークホームつつじ
1月	鳴尾地区	ワークショップふえにつくす、一羊園(通所部)
2月		ななくさ育成園、ななくさ新生園、ななくさ清光園
3月		一羊園、その他市内施設
平成15年4月以降		市外施設

9月に調査をおこなう施設は次のとおりです。

- ・名神あけぼの園
- ・いずみ園
- ・すずかけ作業所
- ・すずかけ第2作業所
- ・武庫川すずかけ作業所

### いまサービスを利用したい人へ

身体障害者手帳、療育手帳を持っている人で、新たに、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所などの居宅サービスや施設などを利用したい人は、障害福祉課(電話35-3194)で相談してください。

ただし、介護保険受給対象者は、介護保険のサービスを優先して利用していただくことになります。